

薬生食輸発0207第2号  
令和4年2月7日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(インド産脱脂大豆のアフラトキシン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年2月4日付け薬生食輸発0204第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、インド産脱脂大豆からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1 インドの項中、

| 製品検査の対象食品等 | 条件 | 検査の項目  | 試験品採取の方法   | 検査の方法  | 検査を受けることを命ずる具体的理由                   |
|------------|----|--|--|--|-------------------------------------|
| 脱脂大豆       | -  | 総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和) | 別表2によること。<br>ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して5kg、1検体とすること | 平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。 | 総アフラトキシンが10µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。 |

を追加する。